

ID: 28

担当部署: 企画課

<b>処分の概要</b>	分担金の還付承認		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	八頭町地域情報通信基盤整備分担金徴収条例 第4条ただし書		
<b>例 規 番 号</b>	平成23年条例第7号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (分担金の還付)  第4条 納付された分担金は返還しない。ただし、町長が特別の事情があると認めた場合で、利用者が引込工事を行うまでに取消しの申出をした場合はこの限りでない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成26年7月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日